

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

平成30年3月29日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第16号

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例（昭和53年瀬戸市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)から(4)まで <省略> (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から7月までの間にあつては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>同一生計配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあつては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度	(受給資格者) 第2条 <省略> 2及び3 <省略> 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としな い。 (1)から(4)まで <省略> (5) 母子家庭の母及び父子家庭の父（以下「母子家庭の母等」という。）で前年の所得（1月から7月までの間にあつては、前々年の所得）が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>控除対象配偶者</u> 及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに母子家庭の母等が前年（1月から7月までの間にあつては、前々年）の12月31日において生計を維持していた扶養親族等でない18歳未満の者（母子家庭の母等が同日において生計を維持していた20歳未満の者で児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第1に定める程度

<p>障害の状態にあるものを含む。)の有無及び 数に応じて政令第2条の4第2項に定める額 以上であるもの及びその者に現に扶養されて いる児童</p> <p>(6) <省略></p> <p>5 <省略></p>	<p>障害の状態にあるものを含む。)の有無及び 数に応じて政令第2条の4第2項に定める額 以上であるもの及びその者に現に扶養されて いる児童</p> <p>(6) <省略></p> <p>5 <省略></p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の瀬戸市母子・父子家庭等医療費助成条例の規定は、平成31年8月以後の受給資格者認定について適用し、同年7月以前の受給資格者認定については、なお従前の例による。